主人及配達人等不在中入口ヨリ「今晩は」ト挨拶シ居合セタル店主ノ母及妻ヲ返事ヲ為スヤ直チニ表硝子戸ヲ開ケテ四、五名ノ男侵入シ電球ヲ破壊シ障子二枚ヲ蹴倒シ階下六畳ノ間ニ就寝中ノ店主ノ母大槻リ卫當四十四年ヲ蚊帳ノ上ヨリバツト掠ノエノ二テ歐打シ頭部ニ全治三、週間ノ裂傷ヲ加ヘ逃走セリ

犯人捜査中

右及申(通)報候也

別記一、

要求書

一、給料三十五日ニシテ月末現金支払ノ事
一、集金歩合訪分支給スルコト
一、拡張料出来高一部ニ付三十来ヘ毎日現金ニテ支拂フコト)
一、絶増料ハ一部ニ付四十来支給ノ事
一、推特料ハ一部ニ付キ五来ニスルコト
一、其他本社ヨリ諸手當及ビ賞與金額支給
一、所立料全額支給
一、年二回ノ定期昇給利益ヲ確立スルコト
一、張替拡張地対及対
一、配達時間以外ノ行動ノ自由ヲ認ムルコト
一、月二回ノ公休日制ヲ設定セヨ
一、二ケ月ニ一回配達用具ヲ支給スルコト
一、食費トシテ四十来毎日現金テ渡スコト
一、一切ノ年償制度撤廃
一、配達員ノ入店退店ハ店員一同ノ合議ノ上テ定メ予備ハ公選ニスルコト
一、今月ノ集金ハ年議費用トシテ備用スル
一、配達員ヲ疾病及傷害ヲ受ケタルトキハ治療費ハ一切本社及ビ主任負担ノコト
一、職場手當会ヲ認ムルコト
一、年議費用全額本社及ビ主任負担ノ事
一、今回ノ年議ニ就テハ代理者ヲ絶對出サヾルコト
一、解雇ノ場合ハ三ケ月分給料及金一封ヲ出スコト

右ノ通リ要求候也

昭和六年三十日

店員一同

〈槻一二殿〉